

桐生市の文化財

文化財番号 204

県指定重要文化財

公開区分 非公開

種別コード 2 01 02 03

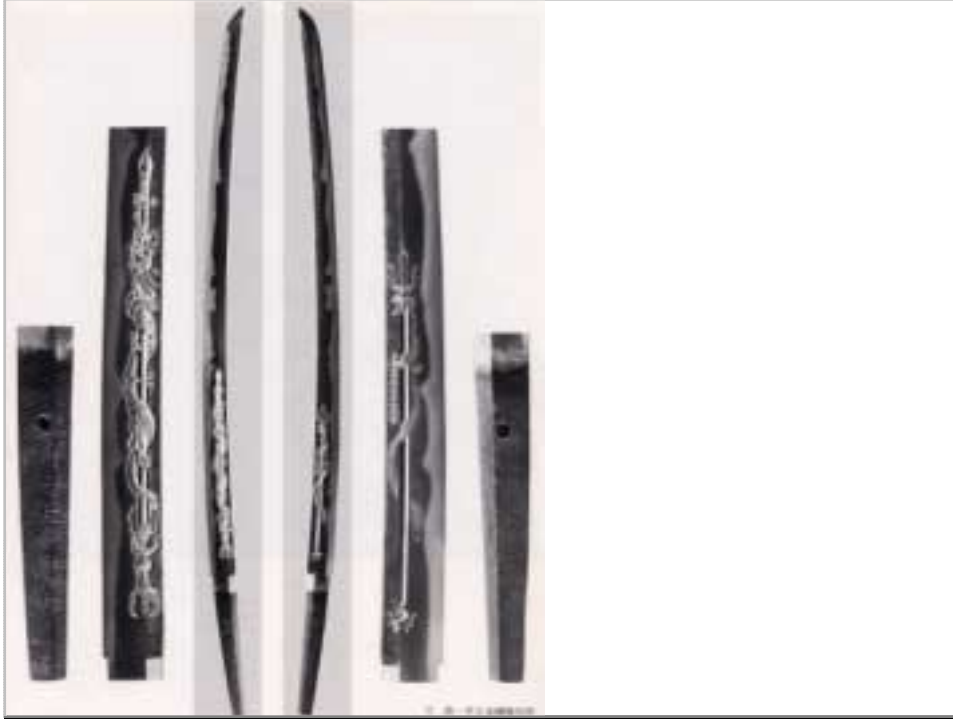
指定日 昭和37年 2月21日

指定名称

かたなめいっかんしたつなほりどうさく

刀 銘一竿子忠綱彫同作

施設名称等



所在地 桐生市稲荷町2-9
所有者 大和 ■■

指定内容 刀 一竿子忠綱作
長さ 69cm 反り 1.5cm
製作年代 元禄8年8月(1695)

概要

表銘は「一竿子忠綱彫同作」、裏銘には「元禄八年八月吉日」とある。

長さ69センチメートル、反り1.5センチメートル、目釘穴1個があり、鑄造り、庵棟、鍛えは小空目がよく練れてあり刃文は涛瀾乱れに小佛えがつく。鍔子は尖り目に丸く返り茎は先を少し切っている。彫物は大きく力強い俱梨伽羅龍があり、表は真の剣巻龍、裏は毘沙門剣である。

近江守忠綱の二代目である一竿子忠綱は、大坂で活躍した元禄年中(1703)の刀工で、彫物の名人であり、この刀は彫物の関係で焼きはやや弱い、忠綱の作刀の中でも優れたものの一つである。なお、銘文にある「彫」は彫の異字である。